

平成 24 年 7 月 13 日

受益者の皆様へ

DIAMアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「新日鉄グループ株式オープン」  
投資信託約款の変更予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「新日鉄グループ株式オープン」につきまして、ファンド名称、運用の基本方針（投資対象および投資態度）に関する投資信託約款の変更を行う予定ですので、「平成 19 年 9 月 30 日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条および投資信託約款第 54 条の規定に基づき通知申し上げます。

詳細につきましては次ページ以降の内容をご確認ください。

なお、今般の投資信託約款の変更についてご異議が無い場合は、特にお手続きの必要はございません。

何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 1. 投資信託の名称

新日鉄グループ株式オープン(以下「当ファンド」といいます。)

### 2. 投資信託約款の変更の理由

当ファンドは、新日本製鐵株式会社およびそのグループ会社の銘柄群全体の動きを捉えることを目標に運用を行っております。

このたび、当ファンドが主要投資対象とする株式の一発行体である新日本製鐵株式会社が、平成24年10月1日に住友金属工業株式会社と合併を予定していることに伴い、投資信託の名称の変更を含めた投資信託約款の変更を予定しております。

### 3. 投資信託約款の変更の内容

以下の内容を変更することといたします。(下線部が実質的な変更箇所です)

変更後	変更前
(ファンド名称) 新日鉄住金グループ株式オープン	(ファンド名称) 新日鉄グループ株式オープン
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 新日鉄住金株式会社(以下「新日鉄住金」といいます。) およびそのグループ会社※のうち、原則として東京証券取引所第一部および第二部に上場されている株式を主要投資対象とします。	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 新日本製鐵株式会社(以下「新日鉄」といいます。)およびそのグループ会社※のうち、原則として東京証券取引所第一部および第二部に上場されている株式を主要投資対象とします。
(投資態度) ①新日鉄住金およびそのグループ会社※のうち、原則として東京証券取引所第一部および第二部に上場されている株式の中から流動性を勘案した銘柄に投資し、 <u>新日鉄住金</u> およびそのグループ会社の銘柄群全体の動きを捉えることを目標に運用を行います。 ※グループ会社とは、 <u>新日鉄住金</u> の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社および <u>新日鉄住金</u> が当該企業の発行済株式総数の5%以上を所有する企業群のうち、 <u>新日鉄住金</u> が当該企業の筆頭株主(ただし、信託口名義、自社持株会名義およびそれらに準じる名義は除く)である企業群のことを指します。ただし、上記基準に該当しても、明らかに <u>新日鉄住金</u> グループではないと考えられる企業は除きます。 ②組入銘柄の投資比率の決定にあたっては、原則として組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。 ただし、分散投資および <u>新日鉄住金</u> を含めたグループ会社の銘柄群全体の動きを捉えるという観点から、 <u>新日鉄住金</u> 株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、 <u>新日鉄住金</u> 株式の投資比率を約50%までとし、残りの約50%をグループ会社の株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。 (以下、略)	(投資態度) ① <u>新日鉄</u> およびそのグループ会社※のうち、原則として東京証券取引所第一部および第二部に上場されている株式の中から流動性を勘案した銘柄に投資し、 <u>新日鉄</u> およびそのグループ会社の銘柄群全体の動きを捉えることを目標に運用を行います。 ※グループ会社とは、 <u>新日鉄</u> の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社および <u>新日鉄</u> が当該企業の発行済株式総数の5%以上を所有する企業群のうち、 <u>新日鉄</u> が当該企業の筆頭株主(ただし、信託口名義、自社持株会名義およびそれらに準じる名義は除く)である企業群のことを指します。ただし、上記基準に該当しても、明らかに <u>新日鉄</u> グループではないと考えられる企業は除きます。 ②組入銘柄の投資比率の決定にあたっては、原則として組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。 ただし、分散投資および <u>新日鉄</u> を含めたグループ会社の銘柄群全体の動きを捉えるという観点から、 <u>新日鉄</u> 株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、 <u>新日鉄</u> 株式の投資比率を約50%までとし、残りの約50%をグループ会社の株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。 (以下、略)

#### 4. 投資信託約款の変更手続きおよび変更予定日程

①新聞公告(日本経済新聞朝刊)	平成24年7月13日
②異議申立期間	平成24年7月13日から平成24年8月24日まで
③買取請求期間	平成24年9月4日から平成24年9月24日まで
④投資信託約款の変更実施予定日	平成24年10月1日

上記にかかわらず、平成24年10月1日に新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の経営統合にかかる効力が発生しなかった場合には、「3. 投資信託約款の変更の内容」に記載された投資信託約款の変更はいたしません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を、速やかに日本経済新聞にて公告し、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に送付いたします。

#### 5. 異議申立に係る手続きについて

公告日(平成24年7月13日)現在の当ファンドの受益者で、「3. 投資信託約款の変更の内容」に記載された投資信託約款の変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、自己の保有される口数についてDIAMアセットマネジメント株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

異議申立期間中に異議申立をされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときは、平成24年9月7日に投資信託約款の変更の届出を行い、平成24年10月1日より適用いたします。なお、この場合、投資信託約款の変更を行う旨をDIAMアセットマネジメント株式会社のホームページにてお知らせします。

また、異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、投資信託約款の変更を行いません。この場合、投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、これらの事項を記載した書面を受益者の皆様に送付いたします。

#### ○異議申立の方法について

予定しております投資信託約款の変更に対し、ご同意いただける場合は特にお手続きは必要ございません。

予定しております投資信託約款の変更に対してご異議のある受益者は、以下の内容を書面にご記入の上、平成24年8月24日までにDIAMアセットマネジメント株式会社宛にご送付ください。平成24年8月24日までにDIAMアセットマネジメント株式会社に到着したものを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1)宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビルディング5階

DIAMアセットマネジメント株式会社 商品企画部内 投資約款変更に関する異議申立受付窓口

(2)ご記入いただく内容

①住所または所在地 ②氏名または社名(署名、捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名 ⑤販売会社の名称、取扱部支店名、口座番号 ⑥投資信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記受益権について、投資信託約款の変更にご異議を申し立てます。」) ⑦異議申立の年月日
---

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取扱部支店名、口座番号をご記入ください。

※ このお知らせは、公告日現在、新日鉄グループ株式オープン株式オープンの受益権を有する受益者にお送りしていません。

※ 受益者の取引情報につきましては、DIAMアセットマネジメント株式会社では持ち合わせておりません。お取引情報につきましては、販売会社までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

※ 取扱部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等、異議申立の書面の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申し立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 異議申立された受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ ご異議のお申出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(DIAMアセットマネジメント株式会社)が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報(異議申立および買取請求に関する事務)を処理するために利用いたします。

#### 6. 異議申立をされた受益者の買取請求手続について

異議申立をされた当ファンドの受益者の受益権口数の合計が、公告日(平成 24 年 7 月 13 日)現在の当ファンドの受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、投資信託約款の変更が行われることとなった場合には、異議申立をされた受益者は、以下の手続により保有する受益権について、信託財産による買い取りを請求することができます。

- ① 買取請求受付期間 平成 24 年 9 月 4 日から平成 24 年 9 月 24 日まで
- ② DIAMアセットマネジメント株式会社より異議申立の受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出
- ⑤ 販売会社およびDIAMアセットマネジメント株式会社を経由し、受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)での買取請求必要書類の受理
- ⑥ 当該信託財産による買い取りの実行
- ⑦ 受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)からご指定銀行口座へのお受取金額のお振り込み

- ※ ご異議を申し立てられた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではございません。
- ※ 異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、通常通り、当ファンドのご解約のお申込みを受け付けます。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。
- ※ 上記の買取請求は、投資信託約款の変更に対しご異議を申し立てられた受益者が、「平成 19 年 9 月 30 日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条の 2 および投資信託約款第 55 条に基づいて受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。
- ※ 買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)の解約価額となります。なお、買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出された日と受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)が受理する日は異なる場合があります。
- ※ 受益者ご自身での納税手続きが必要になりますので、ご留意ください。
- ※ お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用(郵便料金、簡易書留手数料)を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、お受取金額のお支払いまでは、通常の解約請求よりも日数を要する場合があります。
- ※ 買取請求された受益権に質権等の第三者による権利が設定されている場合等、受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託銀行(みずほ信託銀行株式会社)およびDIAMアセットマネジメント株式会社は一切責任を負いませんのでご承知おきください。

以上

本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

DIAMアセットマネジメント株式会社

コールセンター:0120-506-860(営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)